

議案第18号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に  
ついて

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月23日提出

富士見市長 星野信吾

提案理由

行政不服審査法の全部改正等に伴い、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(富士見市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正)

第1条 富士見市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和53年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「異議の申立」を「審査請求」に改め、同条第1項中「30日」を「3月」に、「異議を申し立てる」を「審査請求をする」に改め、同条第2項を削る。

第5条中「第49条」を「第88条」に改める。

(富士見市行政手続条例の一部改正)

第2条 富士見市行政手続条例（平成10年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(富士見市情報公開条例の一部改正)

第3条 富士見市情報公開条例（平成13年条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第2条第2号中「用いる」を「利用する」に改める。

第7条第1号ウ中「公務員（）」を「公務員等（）」に、「及び地方公務員法」を「（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法」に、「地方公務員を」を「地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員を」に、「公務員の」を「公務員等の」に改め、同条第2号中「及び地方公共団体」を「、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第4号中「の機関並びに国及び他の地方公共団体」を「及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を

いう。以下同じ。)」に改め、同条第5号中「の機関又は国若しくは他の地方公共団体」を「又は国等」に改め、同号ア中「又は試験」を「、試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改め、同号イ中「、国又は他の地方公共団体」を「又は国等」に改め、同号オ中「又は」を「、国若しくは」に、「企業」を「企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人」に改め、同条第6号中「国、他の地方公共団体」を「国等」に改める。

第12条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第13条第2項中「開示決定」を「開示の決定」に改め、同条第3項前段中「開示決定を」を「開示の決定を」に、「開示決定の」を「当該開示の決定の」に改め、同項後段中「開示決定」を「開示の決定」に、「第17条及び第18条において」を「以下」に改める。

第14条第3項中「開示決定」を「開示の決定」に改める。

第2章第2節の節名を次のように改める。

## 第2節 審査請求

第17条及び第18条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第17条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、富士見市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成15年条例第4号)第1条に規定する富士見市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合(当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第19条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「開示決定」を「開示の決定」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

（富士見市個人情報保護条例の一部改正）

第4条 富士見市個人情報保護条例（平成15年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第16条第5号ア中「又は試験」を「、試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改める。

第23条第2項中「開示決定」を「開示の決定」に、「名称」を「表示」に改め、同条第3項中「開示決定」を「開示の決定」に改める。

第31条第1項及び第2項中「自己情報」を「保有個人情報」に改める。

第34条及び第35条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第34条 開示決定等、訂正等の決定又は開示請求若しくは訂正等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第35条 開示決定等、訂正等の決定又は開示請求若しくは訂正等の請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、富士見市情報公開・

個人情報保護審査会条例（平成15年条例第4号）第1条に規定する富士見市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。）
- (2) 開示請求者又は訂正等請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第36条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を変更し、当該開示決定等を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求に、「決定」を「裁決」に、「当該保有個人情報」を「当該第三者に関する情報」に改める。

（富士見市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第5条 富士見市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「不服申立てについて審査する」を「審査請求について調査審議する」に改める。

第2条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 諮問実施機関 情報公開条例第18条第1項の規定により諮問をした実施機関又は個人情報保護条例第35条第1項の規定により諮問をした実施機関をいう。

第7条第1項及び第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人、参加人」を「審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第8条を次のように改める。

（意見の陳述）

第8条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

第14条を第16条とし、第13条を第15条とし、第12条を第14条とする。

第11条中「不服申立人等」を「審査請求人及び参加人」に改め、同条を第13条とする。

第10条中「審議」を「調査審議」に改め、同条を第12条とする。

第9条の見出し中「閲覧等」を「写しの送付等」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第9条第1項前段中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「若しくは資料の閲覧又は写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）」を「又は資料の

閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの（閲覧）」に改め、同項後段中「侵害する」を「害する」に、「閲覧等」を「閲覧」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は第9条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第9条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

（意見書等の提出）

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第7条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第8条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第3条の規定による改正後の富士見市情報公開条例（以下この項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後にされた新条例第11条第1項若しくは第2項の決定（以下この項において「決定」という。）又は新条例第6条に規定する開示請求（以下この項において「請求」という。）に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前に

された決定又は請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

- 3 第4条の規定による改正後の富士見市個人情報保護条例（以下この項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後にされた新条例第20条の決定、新条例第28条第1項若しくは第2項の決定（以下この項においてこれらを「決定」という。）又は新条例第14条第1項に規定する開示請求若しくは新条例第26条に規定する訂正等の請求（以下この項においてこれらを「請求」という。）に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた決定又は請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。